

第1 総 括

1 管内の概況

(1) 管内の状況

当管内は、平成 17 年 3 月 28 日に蟹田町、平舘村、三厩村が合併し外ヶ浜町に、平成 17 年 4 月 1 日に青森市と浪岡町が合併し青森市となり、現在 1 市 3 町 1 村で構成されている。

当管内は、県の中央部に位置し、青森市を挟んで北東部に平内町、北西部の津軽半島に蓬田村、外ヶ浜町、今別町と連なり、陸奥湾、津軽海峡に面し、八甲田連峰を望む自然環境に恵まれている。

気候は夏は短く冷涼で、冬は長く寒冷で全国でも有数の豪雪地帯である。

面積は 1,478.11km² であり、県全体 (9,645.11km²) の 15.3% を占めている。

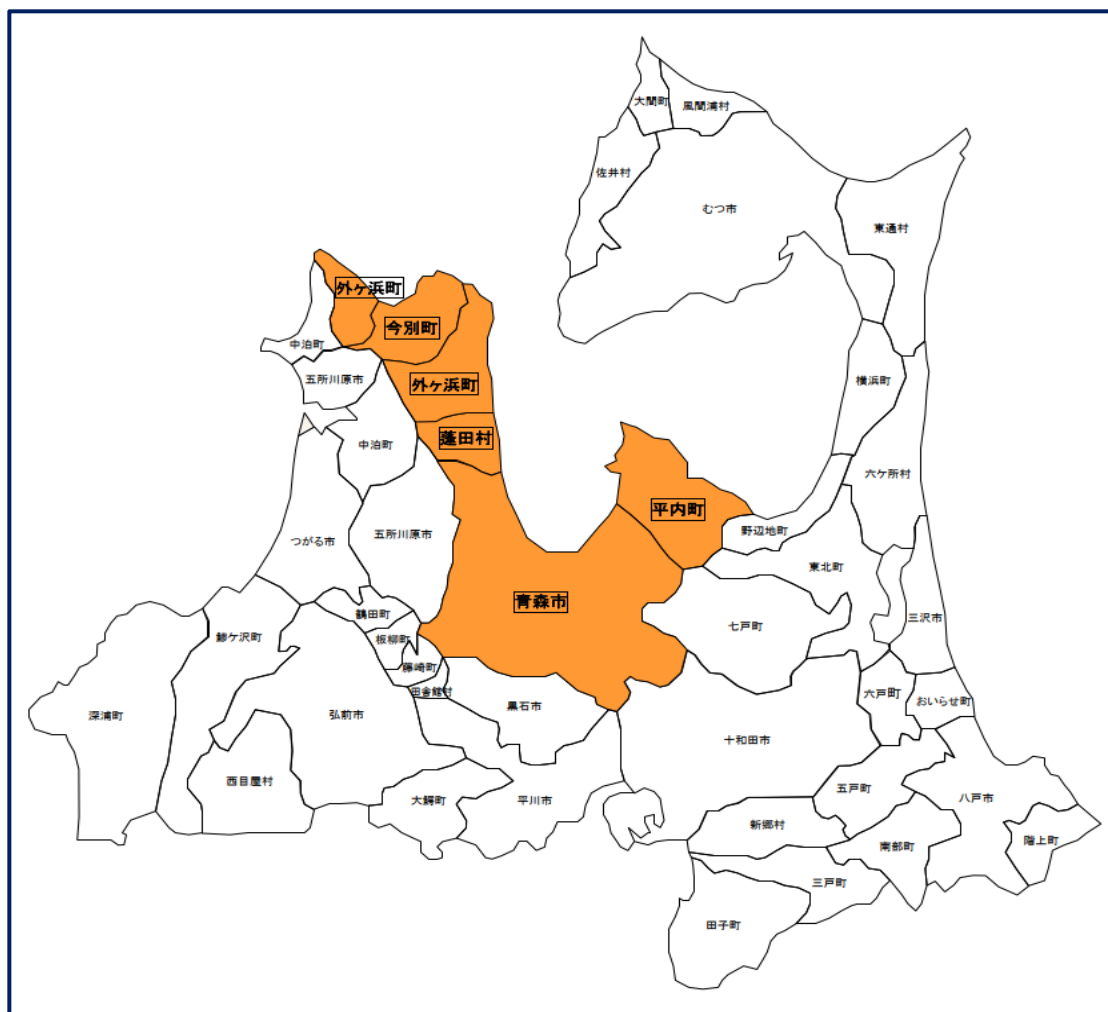
管内人口は、令和 6 年 10 月 1 日現在 (県推計人口) 278,679 人で、県全体 (1,164,752 人) の 23.9% を占め、管内の人口比率をみると青森市 (260,554 人) が全体の 93.5% を占めている。

また、管内では少子高齢化が進行しており、年齢別でみると、65 歳以上の老年人口割合は、今別町が 60.7% で県内市町村の中で最も高く、外ヶ浜町が 54.0%、蓬田村が 46.9%、平内町が 44.9%、青森市が 34.3% となっている。

東津軽郡の老年人口割合は 49.2% で、県全体の 35.9% を 13 ポイント余り上回っている。

なお、青森市は平成 18 年 10 月 1 日から中核市に移行しており、保健所の業務は一部を除き青森市に移譲されている。

(2) 管内略図



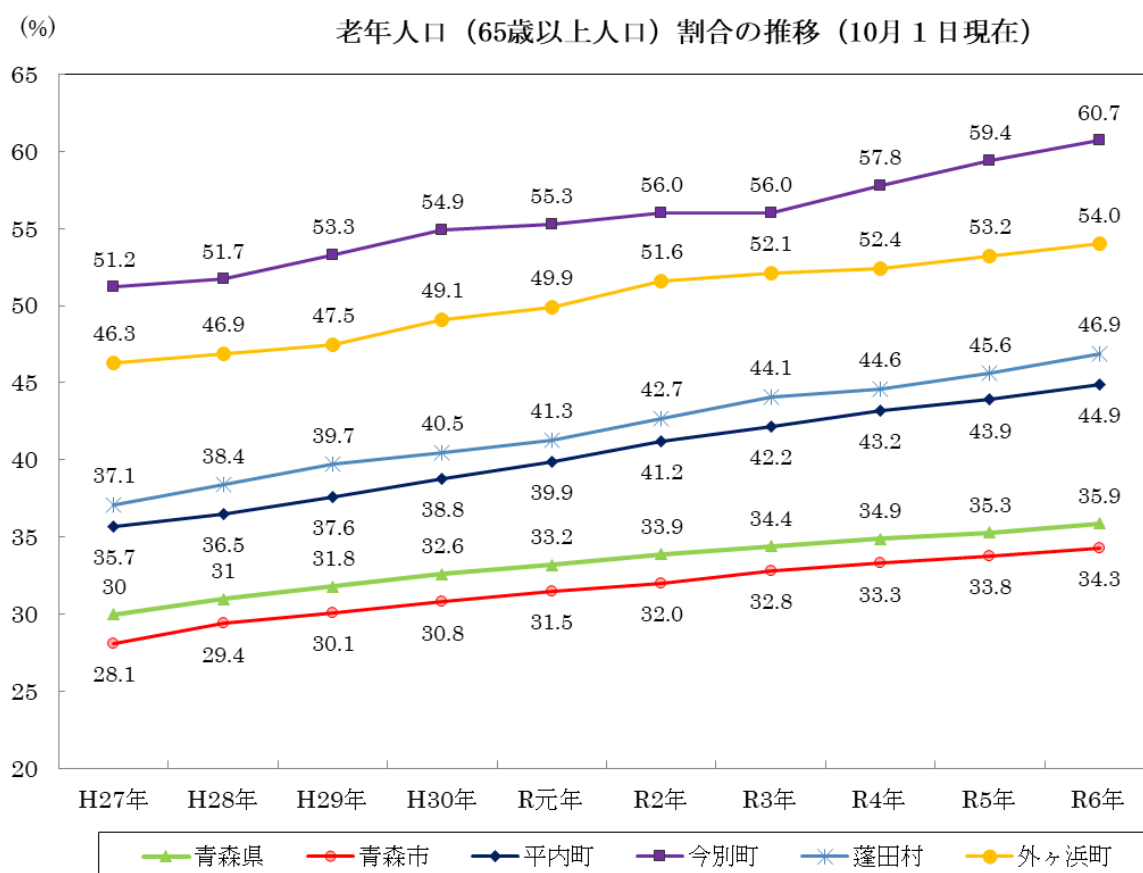
(3) 管内面積、人口、老年人口（65歳以上）及び老年人口割合

	総面積 (km ²) (※1)	人口 (人) (※2)	老年人口 (人) (※2)	老年人口割合 (%) (※2)
県 合 計	9,645.11	1,164,752	410,533	35.9
管内計(青森市・東郡)	1,478.11	278,679	94,126	35.3
東 津 軽 郡 計	653.50	18,125	8,917	49.2
【市町村別】				
青 森 市	824.61	260,55	85,209	34.3
平 内 町	217.09	9,199	4,130	44.9
今 別 町	125.27	1,946	1,181	60.7
蓬 田 村	80.84	2,309	1,084	46.9
外 ヶ 浜 町	230.30	4,671	2,522	54.0

(※1) 総面積：令和6年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調（国土交通省国土地理院）

(※2) 人口・老年人口・老年人口割合：令和6年10月1日現在推計人口（青森県総合政策部統計分析課）

老年人口割合は 65歳以上人口/（人口総数一年齢不詳）



2 沿 革

昭和12年10月	青森保健所として設立認可（旧保健所法（昭12.4.5））
13年3月1日	青森市浦町女子師範付属校校庭に概算1万円にて庁舎完成
13年6月1日	技師2名（うち1名所長）、技手1名、指導員3名、主事補1名、保健婦3名の職員を配置し開所。管轄1市23町村
19年10月1日	青森簡易保険健康相談所を併合し、青森中央保健所となる。庁舎を青森市博労町に移転。旧浦町の庁舎は保健婦養成所となる。
20年7月28日	戦災のため庁舎全焼 庁舎消失後、蓮華寺、市公会堂（一部は藤崎町へ分散、火傷患者の治療に当たる）、県立診療所、県民会館（浅虫）、県衛生課等に移転
21年11月24日	県衛生課に寄寓中、火災により再び全焼し、青森市医師会館、県世話課等に移転
22年9月1日	青森県立図書館の内部を改造し業務を再開。同年、警察行政であった衛生関係事務が保健所に移管
23年1月1日	新保健所法施行（昭22.9.5）により青森保健所に改称
23年11月30日	青森市長島2に元新町小学校敷地に新庁舎を建築し移転 木造トタン葺2階建、建坪112坪（延193坪）、総工費263万円
24年7月1日	青森優生結婚相談所を併設
26年1月20日	保健所処務規程により4課制（総務課、衛生課、予防課、普及課）となる。
26年12月	県立病院建設に伴い、敷地の関係により市内浦町字野脇54に庁舎を竣工 木造トタン葺2階建モルタル塗、建坪162坪（延250坪）、総工費600万円
27年1月20日	新庁舎に移転
27年4月1日	保健所処務規程により4課10係制となる。
27年5月27日	青森優生結婚相談所を青森優生保護相談所に改称
27年9月	青森県立精神衛生相談所を併設
28年5月1日	青森肢体不自由児療育相談所を併設
29年5月1日	保健所処務規程の改正により次長を置き、5係制（庶務係、医薬係、環境衛生係、予防係、保健係）となる。
29年6月8日	併設の肢体不自由児療育相談所を青森身体障害児療育相談所に改称
33年8月6日	保健所処務規程の改正により4係制（総務係、環境衛生係、予防係、保健係）となる。
34年3月31日	併設の性病診療所を廃止
37年4月1日	保健婦係新設
38年8月10日	行政組織規則の改正により係制が廃止され5課制（総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課）となる。
43年3月25日	青森市大字造道字沢田25の1に青森県保健衛生センター庁舎（青森保健所、青森県血液センター、青森県衛生研究所の合同庁舎）が新築され、同年4月1日移転 青森県保健衛生センター 鉄筋コンクリート3階建、建物本館2,523.73㎡（764.78坪） 付属舎313.88㎡（95.11坪）、総工事費1億3,748万円 敷地面積8,995.96㎡（2,726.05坪） なお、付属舎は昭和48年3月犬舎増築、昭和49年1月倉庫新築の結果436.40㎡（132.24坪）となる。

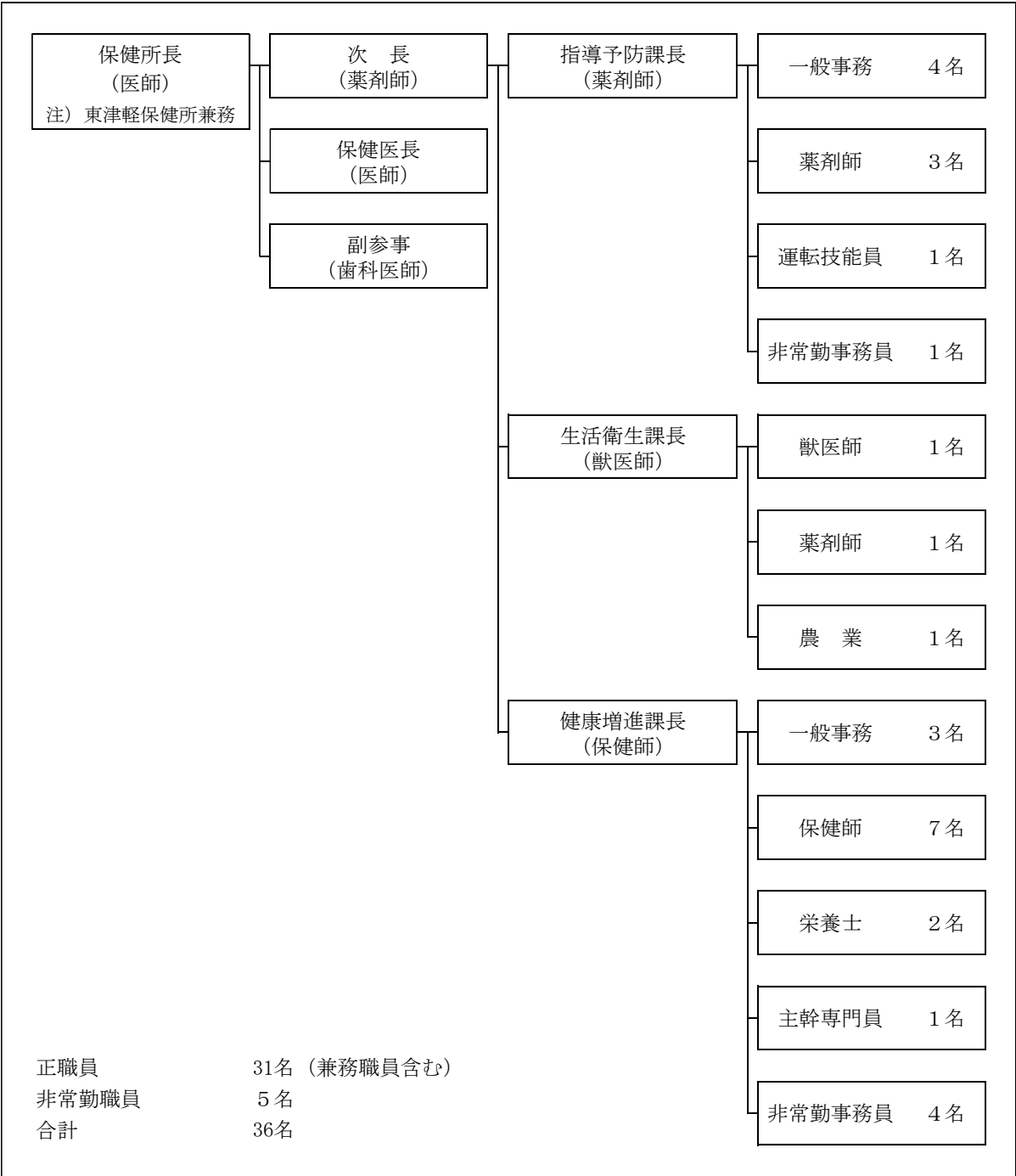
昭和46年4月1日	次長格付が課長級となる。
47年4月1日	行政組織規則の改正により4課制（総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課）となる。
53年4月1日	衛生指導監職を新設
59年1月27日	青森市大字岩渡字熊沢250に青森地区動物焼却所（45.40㎡）を新築
63年7月1日	青森県立精神衛生相談所を青森県立精神保健相談所に改称
平成2年4月1日	青森県公害調査事務所及び青森県衛生研究所が独立（青森県環境保健センター）し、当庁舎は青森保健所のみとなる。
4年4月1日	行政組織規則の改正により保健婦課を健康増進課に改称
6年10月31日	併設の青森県立精神保健相談所を廃止
8年9月25日	併設の青森優生保護相談所を廃止
9年4月1日	行政組織規則の改正により次長2人制及び5課制（総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課、試験検査課）となる。
11年4月1日	健康づくり推進監職を新設
12年4月1日	行政組織規則の改正により試験検査課が青森保健所に集約 青森県環境保健センターに環境管理部が新設され、保健所業務のうち廃棄物関係及び環境保全関係業務が移管されるとともに当庁舎に入居となる。
14年4月1日	行政組織規則の改正により、保健所、福祉事務所、児童相談所を統合して「東地方健康福祉こどもセンター」が新設され、保健部となる。 次長が1人制となり、健康づくり推進監職を廃止 環境衛生課を生活衛生課に改称し、4課制（保健予防課、生活衛生課、健康増進課、試験検査課）となる。 総務課は福祉事務所及び児童相談所の総務課と統合され、企画部門を加えて総務企画室とし、保健部と同じ庁舎に配置
16年4月1日	次長2人制となる。（1名は保健予防課長兼務）
17年4月1日	併設の青森身体障害児療育相談所を廃止
18年4月1日	青森県動物愛護センターが設置され、狂犬病予防対策、動物愛護・管理関係業務を移管 老人精神保健福祉相談日を廃止 次長1人制となる。
18年10月1日	青森市保健所の新設により、主として東津軽郡を所管する「東地方保健所」に改称
19年4月1日	行政組織規則の改正により、東地方健康福祉こどもセンターの業務を「東青地域県民局地域健康福祉部」に移管し、東地方健康福祉こどもセンターを廃止 保健医長を廃止 保健予防課を指導予防課に改称し、4課制（指導予防課、生活衛生課、健康増進課、試験検査課）となる。 総務企画室を企画調整室に改称
平成20年4月1日	行政組織規則の改正により、企画調整室の業務を保健総室及び福祉総室に移管し、企画調整室を廃止
24年3月5日	青森市造道3丁目25-1から青森市第二間屋町4丁目11-6（旧工業総合研究所）に移転 東地方保健所新庁舎（鉄筋コンクリート2階建） 敷地面積1,037.37㎡、延べ床面積1,577.20㎡ 平成24年12月車庫を新築（69.60㎡）

25年4月1日	地域主権改革に伴い、薬局開設許可等に係る事務権限を青森市へ移譲
26年4月1日	歯科口腔保健の推進に関する法律の規定による「青森県口腔保健支援センター」を開設。県内全域を対象として、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行うこととなる。これに伴い、非常勤特別職として歯科衛生士が配置される。
令和 3年4月1日	「青森県口腔保健支援センター」が県健康福祉部がん・生活習慣病対策課内に移管
6年4月1日	試験検査課を衛生研究所に移管し、保健医長及び衛生指導監を廃止
7年4月1日	行政組織規則の改正により、地域県民局が廃止されるとともに保健所が健康医療福祉部直轄とされ、「青森県東津軽保健所」に改称

3 機構図と分掌事務

(1) 機 構 図

令和7年4月1日現在



注) 保健所長は三戸保健所本務

(2) 分掌事務

指導予防課

1. 保健所の庶務に関すること
2. 保健、医療、公衆衛生に関する思想の普及及び向上に関すること
3. 保健、医療、公衆衛生に関する情報の収集、整理及び活用に関すること
4. 安全衛生教育に関すること
5. 地域保健に関する調査及び研究に関すること
6. 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること
7. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士及び調理師に関すること
8. 死体解剖保存に関すること
9. 薬局及び医薬品販売業に関すること
10. 毒物及び劇物に関すること
11. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関すること
12. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること
13. 青森県保健医療計画に関すること
14. 青森地域保健医療推進協議会及び青森地域災害医療対策協議会に関すること

生活衛生課

1. 食品衛生に関すること
2. 化製場に関すること
3. 理容師及び美容師に関すること
4. クリーニング業に関すること
5. 旅館、公衆浴場及び興行場に関すること
6. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること
7. 建築物衛生に関すること
8. 温泉に関すること
9. レジオネラ症発生防止対策に関すること
10. 住宅宿泊事業に関すること
11. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
12. 墓地及び埋葬に関すること

健康増進課

1. 健康づくり推進事業に関すること
2. 精神保健及び精神障害者福祉に関すること
3. 難病対策に関すること
4. 母子保健の推進に関すること
5. 栄養改善に関すること
6. 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関すること
7. 介護予防に関すること
8. 市町村の地域保健対策に関する調整及び必要な支援に関すること

9. 人材育成に関すること（看護学生実習・栄養学生実習・地域保健関係者研修等）
10. 感染症対策に関すること
11. 予防接種に関すること

（３）職種別職員数

（令和７年４月１日現在）

	医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	薬 剤 師	保 健 師	管 理 栄 養 士	農 業	一 般 事 務	運 転 技 能 員	合 計
所長	(1)									(1)
保健医長	1									1
次長				1						1
副参事		1								1
総括主幹（課長）			1							1
課長				1	1					2
主幹								2		2
主幹専門員								1		1
主査				2(1)	3	1	1	2		9(1)
主事								3		3
技師			4	1	4	1				7
技能技師									1	1
合 計	1 (1)	(1)	2	5 (1)	8	2	1	8	1	29 (2)

注）括弧書きは兼務員数

4 令和7年度運営方針

基本方針、重点目標及び具体的推進事項

健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現に向けた保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築、新興感染症等への対応を踏まえた健康危機管理体制の強化並びに食品衛生及び生活衛生対策の充実を図る。

ア 市町村保健福祉事業に対する支援の充実・強化

- ・市町村における各種計画の策定及び進行管理に対する支援
- ・市町村地域保健従事者等に対する支援の充実

イ 感染症対策

- ・感染症発生動向の把握
- ・感染症まん延防止対策の実施
- ・感染症予防知識の普及啓発
- ・感染症対策に関する体制整備

ウ 結核予防対策

- ・結核まん延防止対策の実施
- ・結核予防知識の普及啓発

エ 医療提供体制の充実・強化

- ・医療施設等に対する監視の強化

オ 薬事衛生対策

- ・薬事監視の強化
- ・薬物乱用防止対策の強化

カ 食品衛生対策

- ・食品取扱施設に対する監視指導の強化
- ・食品衛生思想の普及啓発

キ 生活衛生対策

- ・生活衛生関係営業施設等に対する監視指導の強化
- ・レジネオラ症発生防止対策の推進

ク 健康づくり対策

- ・「第三次青森県健康増進計画」・「第三次青森地域健康増進計画」の推進
- ・喫煙防止対策事業の推進
- ・肥満予防対策事業の推進

ケ 精神保健福祉対策

- ・精神障害者の地域生活支援の推進
- ・心の健康づくり対策における地域・職域との連携

コ 難病対策

- ・難病患者・家族への相談指導事業等の推進による支援の充実

サ 母子保健対策

- ・母子保健ネットワーク事業の推進
- ・小児慢性特定疾病児童等の療養指導の推進

シ 栄養改善対策

- ・特定給食施設に対する栄養管理指導の強化
- ・市町村栄養改善業務に対する支援

ス 歯科保健対策

- ・生涯にわたる口腔保健の推進

セ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進

- ・市町村保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築及び充実の支援

ソ 地区衛生組織活動の推進

5 令和7年度行事予定表

月	行 事 名
4月	・20歳未満飲酒防止強調月間（1～30日） ・生活衛生・食品衛生関係機関会議（23日） ・健康福祉部出先機関長会議（30日）
5月	・食品表示適正化業務担当者研修会（8日・オンライン開催） ・管内食生活改善推進員連絡協議会総会（16日） ・世界禁煙デー（31日） ・市町村健康福祉関係主管課長会議（書面開催）
6月	・禁煙週間（5月31日～6月6日） ・不正大麻けし撲滅運動（6月～9月） ・HIV検査普及週間（1～7日） ・食育月間（1～30日） ・歯と口の健康週間（4～10日） ・青森県立保健大学栄養学科学生実習（23～27日） ・柴田学園大学健康栄養学科学生実習（23～27日） ・弘前学院大学看護学生実習（3～6日）
7月	・食品、添加物等の夏期一斉取締り（1～31日） ・青森県立保健大学看護学生実習（8～11日） ・東津軽地区赤十字奉仕団委員長及び事務担当者会議（17日） ・東北公衆衛生学会（21日 福島県） ・青森県献血推進事業表彰式（31日） ・給食施設栄養管理指導事業研修会（31日）
8月	・食品衛生月間（1～31日） ・柴田学園大学健康栄養学科学生実習（18～22日） ・青森中央学院大学看護学生実習（18～21日） ・食品衛生月間啓発活動（広報誌） ・東北ブロック食品衛生・環境衛生監視員研修会（19～20日）
9月	・食生活改善普及運動月間（1～30日） ・健康増進普及月間（1～30日） ・WHO世界自殺予防デー（10日） ・結核予防週間（24～30日） ・東地方保健協力員連絡会総会・研修会（2日） ・東青地域難病対策地域ネットワーク会議（24日）

月	行 事 名
10 月	・東津軽保健所地域生活支援広域調整会議（1 日） ・自殺対策地域ネットワーク連絡会（9 日） ・在宅医療・連携推進事業研修会（14 日） ・難病医療相談（30 日）
11 月	・第 1 回東青地域生活支援広域調整会議（期日未定） ・SIDS（乳幼児突然死症候群）対策強化月間（1～30 日） ・歯と口の健康づくり月間（1～30 日）
12 月	・世界エイズデー（1 日） ・食品、添加物等の年末一斉取締り（1～28 日）
1 月	・母子保健ネットワーク会議（期日未定） ・給食施設栄養管理指導事業研修会（期日未定）
2 月	・青森地域保健医療推進協議会（期日未定） ・青森地域保健医療推進協議会保健対策部会（期日未定） ・青森地域災害医療対策協議会（期日未定） ・新任保健師研修（期日未定）
3 月	・女性の健康週間（1～8 日） ・世界結核デー（24 日） ・青森ブロック精神科救急医療システム連絡調整委員会（期日未定）

6 令和7年度相談等日程表

相 談 内 容	相 談 実 施 日	担 当 医 等
エイズ検査 ※相談は随時実施	毎月第3水曜日 ※11月は第2水曜日 3月は第2火曜日	医師（保健所長）
性 と 健 康 の 相 談	随 時	健康増進課保健師等
骨髄バンク登録相談	随 時	指導予防課担当者
精神保健福祉相談	奇数月	精神科医 (県立精神保健福祉センター所長)

※ エイズ電話相談（専用電話 017-739-5425）